

◆修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

●生活福祉資金貸付金(緊急小口資金の特例貸付)【幅広い世帯の方】

概要:新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となる。

※返済開始時期を令和4年3月末まで延長しています。

申込時期:随時(※令和3年3月末まで)

問合せ先:お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫(ろうきん)・郵便局
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999

受付時間:9:00~21:00(土日・祝日含む)

紹介動画:<https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU>

※ 緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月 15 万円以内(単身世帯の場合)を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

●生活福祉資金貸付金(教育支援資金)【低所得世帯】

概要:低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内(大学の場合)を無利子で貸付を行う。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行う。

申込時期:随時

問合せ先:お住まいの市区町村の社会福祉協議会

●母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要:母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59 万円以内(私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月 14.6 万円以内(大学で自宅外通学の場合)で貸付を受けられる制度です。

申込時期:随時

問合せ先:お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

●住居確保給付金【独立生計・収入減の方】

概要:離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方(※)に家賃相当額(住宅扶助特別基準額が上限)を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※支給期間:原則3か月(最長9か月(令和2年度中に新規申請した方は最長12か月))

※令和3年3月末までの間、支給が一旦終了した方に対して、3か月間の再支給を可能とする予定(2月上旬)

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している(専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等)ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援期間等にご相談ください。

申込時期:随時

問合せ先:お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572(平日, 休日問わず 9:00~18:30)

紹介ページ:<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>